中央区地域包括ケアシステム推進ワーキング会議（内規）

制定　令和７年４月１日区長決裁

（目的）

第１条　中央区地域包括ケアシステム庁内推進会議設置要綱第5条に基づき、同第2条に係る事項について調査、研究等行い、もって中央区の地域包括ケアシステムの推進を図るもの。

（組織）

第２条　ワーキング会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、会議内容に応じ、必要な委員の参加を求める。

(1)関係機関（ささえりあ・障がい者相談支援センター・社会福祉協議会）

(2)専門機関（医療機関・介護保険事業所等）

(3)庁内関係課（総務企画課・まちづくりセンター・交流室・保健こども課・保護第一課・保護第二課・福祉課）

(4)その他高齢者福祉施策に見識を有するもの

附 則

この内規は、令和７年４月１日から施行する。